世界の労働組合運動の現状

宮前 忠夫

はじめに

「グローバル化」、メガ・コンペティション(大競争)の時代とよばれる激動が続くなかで世界の労働組合運動が、新たな対応を迫られ、ある意味で重大な試練に立たされている。こうした激動は本質的には、20世紀末の独占資本主義の今日的戦略の展開に起因していることはいうまでもないし、従って運動の発展を追求する者の立場からすれば、労働組合運動の対応もそのような激動に遅れをとらないものであることが望まれる。それは別言すれば、運動の主体的担い手としての活動家が、試練をいかにして攻勢への転機に変えるかということである。

そうしたなかで、昨年後半から今年の年末にかけては、世界の多くの労働組合組織が大規模な交渉や闘争にとりくみ、また大会や重要な会合をもったか、または、もとうとしている。そうした豊富な内容のうち、おおむね昨年末までの分は、47カ国をカヴァーした、全労連の『世界の労働者のたたかい――1995年』にまとめられている。

今年、96年に入ってから7月までの主なもの をあげれば、たとえば、次のような取り組みが ある(日本を除く。以下同様)。フランスのFO (労働者の力)の大会(96年2月)、「世界労働組合運動の刷新をめざす円卓会議」(カイロ、4月10~11日)、アメリカのGM [ゼネラル・モーターズ社] 闘争(6月~)、ドイツの社会福祉破壊に反対する35万人・ボン大行動(6月15日)、ICFTU(国際自由労連)第16回大会(6月25~29日)、イタリアの CGLL(労働総同盟)第13回大会(7月2~5日)。

本稿では、許された紙幅のなかで、焦点を絞っての現状紹介を行ないながら、最近の世界の 労働組合運動の特徴を素描してみたい。なお本稿中の〔〕内は宮前の補足である。

1.「グローバル化」攻勢に抗する 世界の労働組合運動

「企業戦略としてのグローバル化」という題名の論文 (Hans-Erich Müller, "Mitbestimmung" 1994. No.5) がある。その内容では、「経済的強者〔大企業あるいは経済的大国〕のバランスが変化しはじめた」とのイギリス紙『フィナンシャル・タイムズ』の言葉を引用しつつ、「80年代に国際化は新しい質を獲得した」、グローバル化が生産と市場拡大の「推進力」になっている、と指摘されている。こうした例に表現されているように、「グローバル化」は多国籍・独占企業を先頭にした多くの企業の今日の戦略の一環に

特集・現代労働組合の基本問題・

なっている。そして、経済の「グローバル化」"はそれ自体、詳細かつ具体的に分析されなければならないが、ここでは独占資本による世界市場再分割の、20世紀末における表現形態、「規制緩和」や民営化、世界最適地戦略などを軸とした国家独占資本主義の競争政策であることだけを指摘しておきたい。そして、「グローバル化」は企業や一国の財界全体の経済戦略であるにとどまらず、労働者、国民への思想攻勢、思想的動員の手段にもなっている。従って、労働者と労働組合はこうした「グローバル化」攻勢に対応した戦略を練ることを迫られている。

ICFTU (136カ国、196組織、1億2,700万人。 96年7月現在)の第16回大会が「グローバル市 場一労働組合運動の最大の挑戦」を最優先テー マとして開催されたのも、こうした状況の反映 といえる²⁾。また、ドイツの DGB (ドイツ労働 組合同盟、940万人)の原則綱領案(11月開催 予定の大会に向けて、3月に改めて出された正 式の提案文書・A 4 版40頁) の「序言」が「経 済のグローバル化――その結果を含む――、ド イツ統一、東西対立の終焉、欧州の統一過程、 人間の価値観の変化――これらの少数のキーワ ードをあげただけで、われわれ労働組合の政策 に関わる基本条件の根本的変化が浮き彫りにな る」という書き出しで始まっているのも、同様 である。ここでは、便宜上、ICFTUの関係文書 を――そうした現況の一例であるという限りで、 紹介・検討することにする。

ICFTUの、上掲のスローガンと同名の、大会への執行委員会報告文書(A 4版74頁)は「序言」で、次のように強調している。「各国レヴェルの労働組合はこれまで獲得した成果の多くがグローバルな金融界、産業界による決定によって掘り崩されているのを目の当たりにしている。各国・各地域・国際の労働組合の効果的な反応

の必要性がかつてなく高まっている。従って、1996年のICFTU大会は、わが加盟組合がこのグローバルな挑戦に対応するために、どんな政策と戦略が必要かを明確にするのと同様、労働組合運動にとって歴史的な重要性をもっている。21世紀における国際連帯はスローガン倒れに終わってはならない」。さらに大会の第1決議声明の中にも「グローバル化ー多国籍企業と市場の力」の節が設けられた。

ICFTUの月刊機関紙『自由労働世界』 ("FREE LABOUR WORLD") 96年4月号も、こうした観点から、「グローバル化は労働組合の 弔鐘か」と題した特集を組み、AFL-CIO (アメリカ労働総同盟・産別会議) の経済学者・ウッド・ヘッド氏の次のような意見などを紹介している。

「新しいグローバル経済は多国籍投資の移動性 増大、雇用をめぐる世界的規模での競争と失業 の増大を特徴としている。多国籍企業誘致が各 国間の激しい競争の源になり、各国とも外国企 業に多くの優遇措置を提供しており、その1つ が安い労働力である。

こうした投資獲得競争が各国を、賃金、社会保障、先輩たちが1世紀にわたる闘争で獲得した諸権利を犠牲にするという悪循環に陥れている。」

特集はまた、グローバル化の問題点は競争領域を拡大するだけでなく、その関連領域内で社会的 [=労働・福祉条件などの] 一致を確保するためのルール (規制) を課する者が誰もいないことである、とグローバル化が「ジャングルのルール」を増強すること、さらに、「規制のある世界貿易は全労働者に恩恵をもたらし、雇用を創出し、生産を増大させ、生活・労働条件を改善する」と規制のもつ積極的役割をも指摘している。

(この大会は「グローバル化」が国際競争を激化させ、不平等を拡大するとの認識にたって、国際労働基準、とくにILO(国際労働機関)条約の普及(批准)、順守、また労働条件の最低基準の協議・設定などの促進を決定した。]

2. 守勢のなかの10数年 -----その背景と長期・大量失業

こうした情勢の下で、労働組合運動の現況は どうか。

OECD (経済協力開発機構) が7月15日に発表した「雇用年次報告書」は、OECD 加盟27カ国の失業者は3,380万人(96年見込み。95年は3,320万人。ただし、現在の加盟国数は28) で、短期的にはこの状態の改善は見込めないと報告した。95年の失業率はOECD 全体の平均で7.6%で、前年の7.9%よりわずかに改善されたものの、97年も7.6%の高率にとどまると、同報告書は見通している。地域別ではEU(欧州連合)諸国が10.4%と特に高く、1年以上の長期失業者の割合も高くなっている。

また、UNDP (国連開発計画)が7月17日に発表した「人間開発報告書1996」によると、世界人口の4分の1にあたる16億人の人々の生活水準が15年前に比べて低下し、国際的・世界的にも、また、各国の国内的にも貧富の差の拡大(いわゆる両極化)が進行した。

この14年間、ドイツの労働者の実収・実質賃金 (租税公課控除後の実質賃金) はほとんど上がっていない (DIW 経済研究所)、「この15年間で、賃金が良くなったかと労働者に聞けば、皆、なってないという」(イタリアのベルティノッティ共産主義再建党党首)、などと指摘されるように、労働者の実質賃金もこの10数年間、ほとんど上がっていないという、実態が相次いで明らかになっている。

『平成8年版 海外労働白書』も最近の世界の 賃金動向について、次のように指摘している。

「1995~96年には、一部の例外はあるものの賃 金上昇率は縮小し、落ち着いて推移している」 「G7諸国では、賃金の上昇率は縮小傾向にあ り、安定して推移している。その中では、イギ リス、ドイツの賃金の伸びが3%台~4%程度 とやや大きいが、フランス、カナダでは2%前 後と小さな伸びとなっている」「雇用・失業情勢 との関連で、アメリカの賃金の動向が論議の的 となった。アメリカの雇用者数は大幅に増加し たが、その大部分は賃金が相対的に低いサービ ス業と小売業における増加であり、さらに雇用 者総数に占めるサービス業労働者の割合が上昇 していることから、アメリカの労働者の実質賃 金の水準は低下しているとの見方もある「アジ ア NIEs [新興工業経済地域] では、6%台の台 湾から11%台の韓国まで、賃金の上昇率の水準 は異なるものの、各国・地域とも伸びは低下傾 向で落ち着いて推移している」(このあと、中 国、東欧諸国についての記述が、続くが省略)。

こうして、「賃金が世界一だから」「労働コスト世界一だから」国際競争力が阻害されている、とコスト・ダウンを叫び立てている国を先頭に、実質賃金は10数年の長期にわたって停滞したままなのである。こうした実態の経済的要因、賃上げへの重しとして、発達した資本主義国での長期にわたる大量・高率の失業があることは明らかである。G7諸国の平均失業率は、75年以降は79年の4.9%を例外として、5%以上であり、80年以降の15年間では、5%台は3回のみで、他は6%台以上に高止まりしている。

2,000万人以上の失業者がいるEU諸国の中でも、比較的高い方に属するイタリアでは、「政労 使協調」による所得政策協定下の3年間(93~95年)、政府統計によっても、生計費の上昇率が賃

める比率。単位%)

アメリカ

特集・現代労働組合の基本問題

表1 労働組合組織率の推移

(単位・%)

				(112 /0/	
	1970	1975	1980	1991	
アメリカ	30.0	28.9	24.7	16.1	
イギリス	44.8	48.3	50.7	33.0	
イタリア	36.3	47.2	49.3	39.0	
ドイツ	33.0	36.6	37.0	41.6	
フランス	22.3	22.8	19.0	12.0(1)	

資料出所・欧州労働組合研究所ほか

(注) (1)1988年

金の上昇率を上回った。

次に、この間の労働組合運動の力量を測る目 安として、幾つかの国の労働組合組織率と「労 働協約の保護下にある労働者の比率」の推移を みよう。

先ず、組織率だが、その程度に違いがあるとしても各国共通して減少し続けている(表1)。 アメリカの労働組合組織率は1945年と54年を ピークにして戦後は一貫して減少しているが、 減少の度合いは70年代末から80年代前半が大き い。95年には14.9%まで下がっている。

イギリスの組織率は70年代に上昇し、80年代 前半は減少しつつも50%台を保った後、ほぼコ ンスタントに減少し続け、93年には40.3%にな った。

ドイツは、90年の東西ドイツ「統一」と東独にあったFDGB(自由ドイツ労働組合同盟)の解体・西独部労組への再加入という特殊事情がある。しかし、70年代から85年までは徐々に上昇し(85年37.4%)、80年代後半は減少傾向、以後は「統一」直後の急上昇を挟んで、減少傾向に逆戻りした状態にある(94年は37.2%)。

イタリア、フランスには労組に関する公式統計はないが、労組関係者による推計は表のとおりである。両国とも60年代末から70年代にかけ

表 2 労働協約の保護下にある労働者の比率 (労働協約によって保護されている労働者の全労働者に占

 1980年
 1990年

 ドイツ(西独部)
 82
 82⁽¹⁾

 イギリス
 70⁽²⁾
 47

 日本
 28
 21⁽³⁾

(注) (1) WSI 研究所による推計。独連邦労働省統計では 80年90%、90年91% (2)78年の数値。(3)89年の数値。 資料出所:独 I Gメタル "direkt" 96年 No.2から。

26

18

ての高揚期に上昇し、80年代に入る前後から減少するが、減少の度合いには大きな開きがある。イタリアでは現在も40%弱を維持しているのに比し、フランスでは8%前後と推定されている。こうして、アメリカを除き、欧州4国では共通した傾向があり、各国とも一産業構造の変化や財界と政府の政策を考慮しても一大きな統一的闘争の発展と並行して組合員の増減がみられ

次に、「労働協約の保護下にある労働者の比率」 (表2)をみよう。

る。組合員の減少傾向とも関連して、労組の交

渉力を増大させる目的で、米、独、英、仏、伊

などで労組合併が増えている3)。

各国別にみれば、ドイツが最も高くかつ安定的である。これが、直接的には、労働協約法で保証された産業別・地域別労働協約(広域労働協約)と一般的拘束力宣言の制度、さらに戦後行なわれた、いわゆる「統一労組」方式による大産業別労組での比較的高い組織率に支えられていることは論をまたない。逆に、個人契約が多くて集団協約が少なく、最低賃金を除き、労働条件の最低基準の規制がほとんどないアメリカでは4カ国中最低である。ドイツを除いた各国に共通していえることは――そして、この点が重要だが――80年から90年までの10年間に、

労働協約の適用下のある労働者の比率が大きく 減少していること、アメリカとイギリスでとく に急激で、レーガン、サッチャー政権下での政 策、とくに「規制緩和」と「弾力化」、労組攻撃 政策が影響したことがうかがわれるという点で ある。

こうして、世界的におおまかにいって、労働組合運動は60~70年代の高揚期の後、70年代後半から、また特に、80年代以降、独占資本側の反攻にあって守勢に立たされているといえる。そして、その裏には、深刻な不況と並行した支配層のグローバル化攻勢と、大量失業(産業予備軍)の重圧がある。

3.「政労使協調」の流布とその限界

組織的運動の伝統を比較的に多く蓄積している西欧の労働組合運動だが、その指導部が激変の下での守勢という状況下でとっている最近の戦略の一つに、各種「政労使協定」(「社会協定」と訳されることも多い)を軸とした「政労使協調」がある。

「政労使協調」はいわゆるネオ・コーポラティズム (新協調主義)の一形態であり、その中核をなす考え方は、「雇用確保」を優先条件にし、その見返りとして賃金・労働条件の切下げに応じるというものである。ここでは、欧州で、ブームの観を呈してさえいる「政労使協定」の紹介を通じて、現在の労働組合運動の形態と問題点をとらえておきたい。

(1) 西欧における政労使協定の経験

近年、西欧では労働関係の雑誌などでも政労 使協定の特集がかなり頻繁にみられ、この問題 を扱った単行本も出版されている。それらの筆 者が、政労使協定がブームの観を呈して行なわ れる背景としているのは、おおよそ次のような 内容である。 90年代始めに、深刻な経済危機が西欧その他の国々を襲い、財政赤字と大量失業を拡大しつつ、これらのすべての国々を、第2次世界大戦後例をみない緩慢な、あるいはゼロの成長に導いた。こうした背景の下で、マクロ経済目標に関する「政労使協定」の調印をめざして、政府、使用者、労働組合の間での交渉が相次いでいる。これまでのところ、それらは政府のイニシアチヴで行なわれている。協定内容は、各国の状況と労使関係の実際によって異なった形態をとっている。

最近の、西欧での政労使協定の調印状況と内容は表3のとおりだが、ここでは、ILO(国際労働機関)の雑誌 "International Labour Review"の1995. No3に掲載された論文(以下、論文)を借用しつつ、政労使協定の特徴を紹介する。

論文は「政労使協定とは?」の項で次のよう にまとめている(下線は引用者)。

「政府が労使関係当事者に、以下にあげる諸目標の一あるいは複数のものを達成することをめざして、政府が達成し、計画する改革を支持する――ないしは妨害しない――こと、および相互的な譲歩(concessions)」をよびかけるのである。

- ――失業を減らすこと。
- ――インフレを抑制し、競争力を高めるために 賃金要求を緩やかなものにすること。
- ――公的および福祉関係支出における赤字を削減すること。
- 一労働市場弾力性を増大すること。
- ――EU (欧州連合) への加盟のため、単一市場完全開放などの発展に備えて、あるいはマーストリヒト条約にうたわれた収斂基準に応じるためにといった――欧州統合のための一定の要請に応じること。
- --生産性利得と(経済)成長の恩恵を獲得す

特集・現代労働組合の基本問題

表 3 西欧各国における政労使協定一覧

,	イタリア	ドイツ	アイルランド	ポルトガル
表題	所得・雇用・労働協約 制度に関する全国協定 (政労使協定)	雇用と立地に関する同 盟	競争力と雇用に関する 計画	社会対話に関する短期 計画
内容及び目 的	所得・雇用政策。新労 使関係制度。労働市場 政策。生産体制の奨励。 公務員に関する所得政 策		目標に沿った部門別産 業政策による雇用と競 争。マクロ経済的安定。 税制改革。労使のパー トナー関係。福祉上の 平等	の促進。所得・雇用・ 労働市場政策。社会保
調印の時期	1993年 7 月	1996年1月	1994年1月 (第1回協定は87年)	1996年 1 月
有効期間	規定なし。97年末まで に新労使関係制度の検 証あり	規定なし。見通しとし ては3年	3年。96年末まで	1年
協定の監視	年2回の3者会談。春 会談ではマクロ経済目 標を決定。秋会談では 国家財政政策の具体的 対策と目標を検討。政 府は雇用に関する年報 を提出する。正式の監 視ではない	産業別労働協約での具 体化の〔各当事者の〕 相互義務	中央に設置された委員 会が計画目標の達成を 点検	
賃金	い。有効期間中(2年 間)に、現実のインフ	産業部門段階での、雇 用と競争のための適度 の賃金政策。金属産業 労働組合(IGメタル) は次期労働協約交渉に 向け、インフレ分の賃 上げ(生産性向上分は なし)を提案	渉による累積賃上率8	
労働時間		弾力的労働時間。「労働時間口座」。早期年金入り。時間外労働の解消。パートタイム就労の拡大	よるEU (欧州連合) 労働時間ガイドライン	週40時間制、弾力的労働時間の導入。パートタイム労働の定義に関する法案(労使関係当事者に呈示)
青年の失業 問題	職業教育労働契約の改善 善と、雇用連結の職業 教育	(職業教育の項を参照)	社会奉仕の拡充。職業 経験、教育、人間形成 の結合	実質雇用創出の確実な 手段にするための、青 年の採用を支援する法 的基準の(労使関係当 事者を含めた)検討
職業教育	の近代化という目標で	ストの10%増加。職業 教育近代化措置の継 続。企業の職業教育費		短期的雇用政策に関する勧告

表3 (つづき)

	イタリア	ドイツ	アイルランド	ポルトガル
失業対策	雇用危機克服へ以下の 法的規定 継続職業 教育基金、失業者・臨 時労働者の待遇改善、 「連帯協約」、CIG (所 得保障金庫) 制度の改 善	長期失業者と労働市場 での「弱者」集団への 特別配慮。産業別労働 協約での特別協定の義 務づけ。失業手当の3	困難のある企業への支援、解雇以外の可能性 の発見という目的で、 競争と雇用の統一性確 保。失業克服の基本計 画を立案・採択	失業者支援期間拡大。 失業者個々人への支援 強化という視点での職 業仲介の改善
社会保障	1995年秋の労使関係当 事者間協議をうけた年 金制度の改革		%引き上げ、福祉サー	社会保険制度(年金、 家族支援、病休手当、 労使の保険料軽減)の 改革の準備措置
生産の改善と促進	研究開発・テクノロジー 投資の促進のための法 律準備の、政府への義 務づけ。売上・輸出支 援の財政手段導入。E U構造基金の利用の改 善。公共投資の活発化	向け)の改善。公共部 門の発展。経済活性化 のために国家支出を削 減。行政と税制の簡素	加工産業、農業、サービス部門のための部門 別産業政策諸手段を協 約化	中小企業と構造的な弱体地域の投資活性化のための税制措置。貿易対策。EU構造基金の利用に際しての労使関係当事者の参加
税制改革		成長と雇用に配慮した 税制改革措置の論議促 進	低所得層の税負担の軽 減。所得税軽減。(企業 税の増加)。ヤミ労働対 策	家族と労働者への所得 税減税。脱税対策の強 化。EU指針に沿った 付加価値税の調整

るために負担を分担すること。」

論文はさらに、内容上の特徴として、「これらの諸目標は……厳しく困難な時期における<u>労使間平和という規準の確立を目的</u>としたもので、 譲歩の主な負担が典型的に賃金労働者にかかることは明らかである」といっている。

以上の説明で政労使協定の目的は明瞭だと思われるが、下線を付した「相互的な譲歩(concessions)」が、70年代末以降、アメリカで行なわれた、労働組合側の使用者側に対する譲歩(concessions)を想起させるものだということだけを、補足しておきたい。

(2) 中・東欧での政労使協定の制度化

中・東欧の諸国はいわゆる市場経済、つまり 資本主義への移行期にあるが、ここでも「政労 使協定の制度化」といえる状況が進行している。

全国段階の政労使協定が実行されているのは、 ブルガリア、ハンガリー、スロヴァキア、ロシ ア連邦の各国であるが、ここでの特徴は、国際 組織(とくに ILO)、世界銀行、IMF(国際通貨 基金)などのからの圧力が推進要因になってい ることである。

1989年以降、移行途上の国々において、「自由市場」構造、および労働組合と使用者の独立という制度の導入にともなって、経済改革に関する必要な政労使間の合意をうちたてるために、3者間の協力の基盤を創出することが不可欠になった、といわれている。

(3) EUレベルの政労使協定、安定協定への動き こうした各国段階での政労使協定の進展と並

特集・現代労働組合の基本問題・

行して、サンテール欧州委員長は96年1月、ドイツのIGメタルの「雇用同盟」提案との明確な関連を示唆しつつ、欧州雇用・政労使協定を提案した。欧州委員会、欧州産業連盟(UNICE)、欧州労連の3者による「雇用同盟」の提案である。一方、ドイツのヴァイゲル蔵相は共通通貨政策を補完するものとして、95年11月、「欧州安定協定」を提案した。これには税制統一も含まれるという。

また、同国のシュタルク大蔵事務次官は、ドイツの安定協定と欧州安定協定はワンセットであるとしつつ、ドイツ協定はマーストリヒト条約基準を堅持するよう州・地方自治体を含む財政を強化する、SPD(社民)与党の州も国の財政緊縮計画を妨害できなくなる、欧州安定協定は痛みをともなう、などと強調している(ハンデルスブラット紙96年7月17日)。

安定協定は単一通貨制度に安定性を与えるための約束で、「信頼協定」ともよばれる。それ自体は政労使協定と同一物ではないが、両者は、たとえば、「インフレ抑制」を共通項として含んでいる。連動的に作動させられる可能性を秘めたものであり、現に並行してとりくまれているのである。

(4) 労働組合側の対応

こうした、財界の要請に応じた各国政府とE U委員会の攻勢に労働組合側はどう対応してい るのだろうか。

シュルテ DGB 委員長はドイツの月刊誌"Mitbestimmung" [共同決定] 95年 9 月号に寄せた 論文「適合するか、没落するか」のなかで、次 のようにのべている。

「〔労働組合はフォーディズム(分業にもとづく大量生産)の落とし子であり、フォーディズムの終焉とともに労働組合もその歴史を閉じる、というのは誤り、とした後〕とくに、ドイツの

労働組合の成功は安定した職業教育制度、多種 多様な賃金制度、経営に関する強力な共同決定 権に関する法的拘束性での闘争に成功したこと にある。これらを達成するために労働組合は、 資本主義的労働社会の形成に、生産性向上に賭 けた労働協約当事者関係と経営体制づくりに、 積極的に関わってきた。」

「〔フォーディズム後の〕今日の労働社会は紛争に決着をつけるための拘束力ある規制手段と強固な利益代表制を必要としている。そうであればこそ、ここから将来の労働組合の政策の中心問題——労働組合は労働社会の転換に適合していくべきなのか、それとも没落していくべきなのか——が生起してくる。」

「企業が弾力性を要求してくるのは……(需要の多様化と)競争圧力が国際的に強まり、……とくに、東南アジアの売り手が近代的製品やサーヴィスをより安い価格で提供できるという事情がある。…… [ドイツは近代的生産方法や職業教育で競争に応じてきた] したがって、われわれは弾力性と機動性——これらが生産性と競争力を強化するのだから——を高める必要がある。」

「個々の労働者にとって、全体としてチャンス とリスクのどちらが勝るかは、労働組合が労働 時間・雇用政策の今後の展開のなかで、労働協 約の拘束力を保証できるかどうかが決定的であ る。」

労働組合は資本主義の時代はもちろん、労働者がいるかぎり存続する。また、政労使協定自体は状況と内容によっては労働者、国民の利益になり、必要な場合があることは誰も否定しまい。さらに、労働協約の拘束力が労働組合の影響力にとって重要な要素であることは―とくにドイツやイタリアのような伝統と制度の国で重要であることは―明らかである。しかし、シュ

ルテ委員長の論文の全体としての趣旨は、真の 労資(使)協調主義で貫かれている。賃金理論 の分野からいえば、分配論、生産性理論の現代 版である。こうした「適合」論、「順応」論で は、労働組合運動が守勢から脱却できないばか りか、1国あるいは、1経済ブロック (ここで はEU)の「競争力」という狭い立場から、他 の国あるいは、経済ブロックの労働者と競争力 を争う結果になり、限りなく「コスト・ダウン」 に協力していく危険性をはらんでいる。欧州労 連に参加しているイギリス、フランス、スペイ ン、ドイツ、イタリアなどの主要労組センター の多くの指導者が政労使協調の方向をめざして いる時だけに、その内容が厳しく問われるべき である⁵⁾。

4. 守勢から反撃へ ----階級的・国際的運動への展望

世界の労働組合運動のなかには、こうした「適合」論に反対し、進歩的で、自主的な運動で攻勢に転じようとする動きも――現状では少数派ではあるが――活発である。

(1) 妥協路線に未来はない――ドイツ

たとえば、ドイツでは、「雇用同盟」提案論議と並んで、11月に開催される DGB 大会にむけての15年ぶりの DGB 原則綱領全面改定をめぐる討論が盛んであるが、昨年末から今年頭にかけて、次の3つのイニシャチヴが発揮された。まず、メディア産業労組と I Gメタルの活動家が主催した自主的な討論集会 (200人参加) は「フランクフルト宣言」を発表し、その中で、「実用主義的な適合路線」拒否を表明した。また、5 労組共同会議(通称「5 頭の小タイガー」)主催の討論大集会が開かれ、原則綱領草案の「誤った妥協」路線批判が行なわれた。。第3に、メルセデス・ベンツ社の事業所委員会委員ラートゲプ氏

が「雇用同盟」を現場から見るという視点から の、同社取締役会あての公開書簡を発表し、大 企業労働者の実態と要求を明らかにした。

メディア産業労組の月刊誌 "IG-Medien FORUM" 1996年1月号によれば、3つのイニシャチヴのうち、第2の討論大集会では、次のような論議が行なわれた。(小見出しは宮前)

●福祉立地の国際連帯を

市場のグローバル化が政治と経済の流行語になっている。より少数の有力『グローバル・プレーヤー[世界的大資本]』が決定権をもてばもつほど、その行方を知る者は少なくなる。一国単位の政治の無境界化(国境なき政治)が進行している。世界の強者としてのドイツの企業が競争力を維持できるように、労働組合は分別のある政策によって、結局、「産業立地ドイツの保全」を支える単なる補助者になるべきなのか。そうではなく、福祉立地と労働者の権利を世界中で強化するために、全力をあげて、労働組合の国際協力を強化すべきではないのか。

それは労働者にとってどんな結果をもたらすのか。労働組合の占める場所はどこにあるのか。 労働組合はどんな目標にむかって進むのか。経 営者団体と保守政党が要求している規制緩和を どうやって阻止できるのか、また、必要な場合 には新しい規制を実施していくのか。福祉国家 における国家の任務はなにか、個々人は何をし なければならないか。

●企業内主義に陥らず産業別的視点を

職場の技術上、労働組織上の変化、労働時間 弾力化、パートの増大が起こっている。そのな かで、いかに労働組合活動を、仲間との連絡・ 意志疎通をしていくか。

労働協約に開放条項が設けられ、事業所別規 定が拡大。事業所別労組主義(企業内組合化) の危険は看過できない。『労働組合にとって、か

特集・現代労働組合の基本問題

みそりの刃のうえでのダンス』である。産業別 的討論と解決が誤った方向への発展をくいとめ る。

●行動し、闘う労組を

中心的問題は、労働組合は基本的に、市場経済を受け入れるべきなのか、それとも経済の他のあり方をめざすべきなのかということである。この問題と結合しているのが、経済権力の集中とその規制である。

わが国の状態を不可避な運命のように叙述してはならない。反対に、行動への問題点と必然性を指摘することである。闘争できない者、あるいはしたくない者は、自らの目標をそれに適合させるものである。

現状への適合は問題解決を芽生えさせる肥沃 な土壌ではない。労働組合が労働者の利益代表 組織として将来性を見いだそうとするなら、保 守的解決策に自らのモデル (解決策)を対置し なければならない。

(2) 政労使協調に反対し、労組の階級的強化を ―― イタリア

イタリアでは、93年7月の政労使協定に象徴 される政労使協調に反対する、労働組合運動内 の意見が強まっている。

6月中旬のFIOM (CGIL=イタリア労働総同盟=傘下の金属産業労組)の大会では、ギブ・アンド・テイク政策の政労使協調よさらば、18年前 (78年のいわゆる「エウルの転換」)以来の協調路線に決着を、と主張するサバティーニ書記長が、同氏への「批判派」を破って再選された。また、6月下旬のCGIL第13回大会では、「労組革新派」の議案が提出され――否決されたが――次のように主張した。

「マーストリヒト条約が欧州諸国の経済に課した義務は福祉国家の解体となって現れている。 ……スカラ・モービレ〔=一定の計算方式によ る賃金の物価スライド制〕の廃止と所得政策に 関する92年7月31日と、93年7月23日の両協定、 次いで年金協定によって、イタリア労働組合、 とくに CGIL はこうした現状を受け入れてき た。政治的枠組への適合と従属の路線であるこ とが確認された。

……福祉的な欧州のためのマーストリヒト条約 の見直しを」

「この提案において、われわれは全組合員に、 CGILに闘争的で階級的な、連合的で民主的な側 面を回復するための合意をよびかける。」

(3) 世界の各地で国際連帯の胎動

今年4月、「現在の難局を打開し、すべての大陸で統一した労働組合運動の土台を作るために」、カイロで非公式国際会議が開催され、5大陸から8労組センターが参加した。この会議に参加したCITU(インド労働組合センター)のパンデー氏は、同センターの機関誌『労働者階級』で次のような趣旨の報告をしている。

旧ソ連、東欧を主要基盤としていたWFTU(世界労連)は著しく弱体化した。「ICFTUはこの〔独占資本の〕攻撃に真っ向から立ち向かう立場にたっていないし、これらの政策に反対する圧倒的な労働者を奮い立たせていない」との認識にたって、カイロの非公式会議は開催された。会議ではCOSATU(南アフリカ労働組合会議)の代表が「これは世界労働組合運動刷新の方向におけるほんの手始めに過ぎないと全員が感じている。同様の努力が全ての大陸において、様々な労働組合によって進めされなければならない」とのべた。

一方、カナダとともに NAFTA(北米自由貿易協定) に組み込まれているメキシコでは、米国と大企業の利益優先の政策をとる政府と、その政府を支持している同国最大の労組センターである CT(労働会議)指導部への批判が噴出する

形で闘う潮流への合流が行なわれた。今年のメーデーでは、CTの一部組合が「メーデー労組間調整委員会」に加わり、メーデー当日にはCT傘下39組合のうち、10労組が参加した。

本稿でとりあげた例は、世界の労働組合運動 の全体からみれば、ごくわずかな例にすぎない が、国内、国際の各段階で、各地域で、真剣な 階級的、自主的立場でのたたかいや国際連帯の 構築をめざすとりくみの胎動が起こっているこ とを示している。こうした動きにも示されてい るように、独占資本主義の下で、技術革新や労 働組織の変化が進められ、労務管理が強化され る限り、労働組合とその運動の必然性が「衰退」 することはありえない。現状は情勢の激変と― 賃金・労働時間をはじめとする労働条件、労働 法制、社会保障制度、税財政制度などの生活内 容・その政策の面と、独占資本と各国国家独占 資本、その国際組織である WTO (世界貿易機 関)、IMF、G7による各種の対策をも動員した 組織・戦力という面-2つの面での労資間の総 合戦の規模に比して、運動は立ち遅れている。 世界の労働組合運動における反共主義の克服も 大きな課題である。

しかし、資本の側のグローバル化の攻勢は労働者と労働組合をもグローバル化させずにはおかない。今、世界の労働組合運動に緊急に求められてるのは、総合戦にふさわしい視点、行動、組織力の構築であろう。

- 1) ここでは、さしあたり、グローバリゼーション (英語=globalization)の訳語としての「グローバル化」を「地球的・世界的な+全般的・包括的な」といった意味で使用する。
- 2) ICFTU 第16回大会には、約800人の代議員(日本は 「連合」から代議員15人、代議員顧問4人)が参加。大 会は次の13の決議声明(運動方針)を採択した。①21世

紀における自由な労働組合運動—ICFTUの活動の優先諸課題、②労働組合の代表制のための労働者の諸権利の擁護—ICFTUの役割、③雇用と社会福祉的公平のための国際戦略—持続的成長のためのICFTUの計画、④ILOの強化、⑤女性の平等をとおしてのグローバル市場の改造、⑥国際労働基準と貿易、⑦児童労働の撲滅、⑧労働組合と環境—安全な職場と世界的な持続的雇用のための行動、⑨平和のための活動、⑩グローバル経済における組織化—ICFTUの役割、⑪労働組合の開発協力と教育、⑫地域諸組織をとおしてのICFTUの強化、⑬労働組合と青年—次世代のための提言。

- 3)「『グローバル化』の下で加速する労組合併―イギリスの例を中心に」(宮前、『うんゆー般理論版』'96年夏号参照)
- 4) 本稿で、「政労使協調」はイタリア語でconcertazione (concertare=コンサートする:の名詞。concerto=コンサートとも同根語)、英語でconcertation (「利害の異なる者の間での協調、共同歩調」の意)の訳語である。
- 5) フランス、ドイツ、イタリアの労働組合運動の現状に関しては、宮前の以下の小論を参照されたい。①「フランス労働者のジュペ計画反対闘争」(『労働法律旬報』96年4月上旬号、②「特集・比較・日本とドイツ」の関連部分(『経済』96年9月号)、③「イタリア労働組合運動の新たな転機」(4回連載。『労働法律旬報』95年10月上旬号、下旬号、12月下旬号、96年7月下旬号)
- 6) 5 労組共同会議には商業・銀行・保険労組、食品・ 嗜好品・飲食店労組繊維・被服労組、木材・合成材労 組、メディア産業労組が参加している。また、この時期 に討論対象になっていた原則綱領草案は今年に入って撤 回され、改めて「原則綱領案」が3月に発表された。

(会員・欧日問題研究者)